

長浜市人権尊重審議会（平成30年度第2回）要点録

開催日時 平成30年11月27日（火）午後1時30分～午後3時15分

開催場所 長浜市役所 3階 3-B会議室

出席委員 真山委員、荒木委員、早川委員、清水委員、降井委員、小川委員、玉樹委員、野田委員、平井委員、高橋委員、富永委員

欠席委員 嵩津委員

事務局 市民協働部長 人権施策推進課職員4人

委託業者 菅原氏、竹内氏

1. 開 会

ただいまから平成30年度第2回長浜市人権尊重審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いします。

〈長浜市人権尊重都市宣言の唱和〉

2. 委員の委嘱について

平成30年9月末日の任期満了に伴い、今回改めて、12名の皆様に委員としてご就任をお願いしています。任期は、平成32年9月30日までの2年間となっております。

―市民協働部長より委嘱状を交付―

―北川市民協働部長よりあいさつ―

本日は人権尊重審議会にお集まりいただきありがとうございます。さて、本来ですと市長より委嘱状を交付させていただくところですが、公務のため、わたくしより代わりにお渡しさせていただきました。

皆さま今後2年の長きに渡りお世話になりますがよろしくお願いします。

さて「人権」は近年になって新しく生まれた考え方で、日本国憲法の根幹を成すものでもございます。ただ、人権は目に見えるものでもなく、学ばなければ失われてしまうという特色がございます。そういった意味では、無関心であると失われてしまうと思われまふ。こういったことから人権啓発、学習は重要と理解しております。また、人権教育が進み人権意識が高まってきたことから、セクハラや、パワハラ、セクシュアルマイノリティといった今までの考え方を改めなければならないような人権問題も発生しております。時代の変化と申しますか、かつて20世紀は車の世紀、車が多すぎて交通戦争といわれたように、今はネットの時代でありまして、例えば、デマやフェイクニュースが流されたり、SNSでのいじめなど、今までになかったような人権問題が発生しているところです。そういった意味では、ずっと学び続けることが大事であると考えます。さらにいじめとか、DVや、しごきといった命に係わる人権侵害が多く報道されていますが、こういった人権問題は早期発見、早期対処する以外に防ぐことが難しく、相談体制の充実が重要な課題と考えています。こうした啓発や学習、相談体制の充実が人権施策の中核を成すものであり、改定後の計画においても、基本的施策としては変わりません。ただ、人権3法が施行されたこともあり、文言の修正をしたのと、分野として新たにセクシュアルマイノリティの追加をしましたのと、情報化という言葉、インターネットという言葉に定義させていただきました。また、現行計画では「犯罪被害者とその家族の人権問題」というひとつの柱がありましたが、これについては、インターネットでの人権問題でも扱っているという点、また、その他の人権で扱っている人権課題と比べて、これを特別に取り上げるといふより、より市民に身近なネットでの人権問題から考えていったほうがいいのではないかと、いうことから、その他の人権問題に移行しました。本日は、この基本計画の改定についてご審議いただき、人権尊重都市宣言にもあるように、みんなが幸せに暮らせる社会の実現に、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の審議会は、12名中11名の委員様にご出席をいただいております。都合により、鳶津委員がご欠席です。過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立しましたことをご報告いたします。

この審議会では、会議の公開に関する方針を定めておりますが、本日、傍聴希望者はありませんでした。

2. 議 事

第1号 会長、副会長の選出について

【事務局】

運営規則第5条第2項で、議長は会長が務めることになっておりますが、会長が決定するまでの間、事務局で議長を務めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか？

<異議なし>

【事務局】

それでは、議事第1号「会長・副会長の選出」に入ります。本来ならば、委員の皆さんで相談していただくのが本意ですが、事務局案を提示してご承認を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか？

<異議なし>

【事務局】

事務局としましては、継続した審議をお願いしたく、会長に真山 達志 様、副会長に荒木 重幸 様に継続をお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか？

<異議なし>

【事務局】

それでは、議事第1号の会長・副会長の選出については、会長に真山 達志 様、副会長に荒木 重幸 様をお願いすることとします。

【会 長】

皆さまこんにちは。ただいま会長に選任いただいた真山です。荒木先生、引き続き副会長よろしく申し上げます。

長浜市では現行の基本計画を7年前に策定されました。わたしはこの計画が策定されたときから関わらせていただいております。2年前に人権に関する3つの法律が施行され、全国で人権に関する計画の改定が行われています。法制度も変わりましたし、社会の変化、LGBTといった言葉、概念も最近では人権との関係でよく一般的に使用されるようになってきて、さまざまな点で状況が変わってきました。新しい時代、5年10年先を見通して、長浜市の人権についての取組をどう進めていくのか、どういうまちにしていくのかを、新しい計画では考えていかなければならないと思いますので、皆さんのご意見をきかせていただき良いものにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第2号 「人権に関する市民意識調査」の結果について（報告）

【事務局】

《資料に基づき、人権に関する市民意識調査の結果について、主な項目を報告》

1 ページ

この調査の目的は、様々な人権問題について、市民意識の現状を把握することで、本市が取り組んできた施策の効果と課題を明らかにするとともに、本基本計画改定の基礎資料とするため実施。

《調査対象》市内在住の18歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、調査票を送付。

《調査期間》8月13日から8月31日までの19日間、9月7日までを猶予期間として設定。

《回収結果》回収数 1,115件 回収率 37.2%。

有効回答数 1,107件 有効回答率 36.9%

無効数 8件（締め切り後、大幅に遅れて届いたもの）

2～3 ページ

《回答者の属性》男女ともにほぼ半々の割合。

年齢別 60代が27.8%と最も多く、続いて70代以上が22.1%

～ 4 ページ以降は、調査結果 ～

※全体的な傾向としては、滋賀県が平成28年度に実施した県民意識調査の結果とよく似ている。

4 ページ

「人権が尊重される」ということはどのようなことか という質問に対する回答としては、「差別されない、平等であること」「個人として尊重されること」と答える割合が高くなっている。

5 ページ

「今の長浜市は「人権が尊重される社会」になっているか」という質問については、市全体で約半分が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答。年齢別では若い世代ほど「そう思う」の割合が高くなっている。

6～10 ページ

「人権侵害を受けた経験、また見聞きした経験について」の回答を記載。

「ここ5年以内に差別や人権侵害を受けたことがあるか」という質問に対しては、市全体で15.4%の人が「ある」と回答。

「人権侵害を見聞きした経験」については、こちらも市全体で15.4%の人が「ある」と回答。

その内容については、「地域社会や公共の場」、または「職場」において、「あらぬうわさ、悪口で傷つけられた」という回答が多く、「その他」の部分で記載された内容は「パワハラ」を受けたという回答がいくつか見受けられた。

「人権侵害に対する対応について」は、直接・間接どちらにおいても、上司などに相談した方もいたが、半分以上、もしくは半分近くが「何もしなかった」との回答であったことから、今後の啓発活動においては、事態に遭遇した際の対応方法や各種相談窓口の周知をこれまで以上に図っていく必要があると思われる。

11～12 ページ

「同和問題について、初めて知ったきっかけについて」たずねたところ、市全体で「家族から聞いた」が34.7%と最も高く、次いで「学校の授業で習った」が27%となっている。

このうち、「学校の授業で習った」という回答の中で、どの段階で習ったかをたずねたところ、10代は高校、20代から50代までが小学校、60代以上が中学校という回答が最も高い結果となった。

13 ページ

同和問題について「人権上、特にどのようなことが問題か」という質問に対しては、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が最も割合が高く、次いで「差別的な言動をされること」「就職・職場で不当な扱いを受けること」の順となっている。

年代別では、若い世代ほど、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」の割合が高くなっていることが特徴的。

14～17 ページ

「同和問題を解決するための取り組みや対応」に関する質問では、5つの項目のうち、「そう思う」と回答された割合が一番高い項目として、「同和問題について正しい理解と認識を深め、一人ひとりが差別をしない人権尊重の意識を高めることが必要」であるという結果となっている。

同和問題については、「差別はもう解決している。」「まだまだ差別はある。」という意見に分かれているのも特徴で、認識の差が存在していることから、「部落差別解消推進法」にもあるとおり、差別の解消に向け、今後もなおいっそうの啓発を続けていく必要があると思われる。

19～22、26 ページ

「しょうがいのある人」、21ページの「外国人」、26ページの「セクシュアルマイノリティ」における人権問題について「人権上、特にどのようなことが問題か」という質問に対しては、どの分野においても「それぞれについて理解や認識が十分でないこと」という回答がもっとも高いことから、今後も基本的な内容を中心に十分な啓発を行っていくことが必要であると思われる。

20ページの「しょうがいのある人の人権問題」における質問の中で、「障害者差別解消法」でも謳われている「合理的配慮」の考え方についてたずねたところ、市全体で半分以上が「重要である」と回答され、関心の高さをうかがわせる結果となった。

23～25、27 ページ

23ページの「子ども」、24ページの「高齢者」、25ページの「女性」、27ページの「インターネット」におけるそれぞれの人権問題について、「人権上、特にどのようなことが問題か」という質問に対しては、子どもの人権問題が「いじめがあること」、高齢者の人権問題が「経済的に自立が困難なこと」や「財産管理面などでの権利侵害や悪質商法などの被害が多いこと」、女性の人権問題が「男女が共同して担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、インターネットの人権問題が「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」という回答が高い割合を占める結果となっている。

28 ページ以降

「その他の人権問題」に関する質問については、どの人権問題においても、「聞いたことはあるが、詳しく知らない」という結果が6割、7割ともっとも高くなっており、今後も様々な機会を利用して、これらの人権問題について周知・啓発を図っていく必要がある。

38 ページ

市における人権啓発の取組について、市で特に取り組む必要があると思う人権問題の分野は何かという問いに対する回答として、市全体で「しょうがいがある人の人権問題」、「子どもの人権問題」、「高齢者の人権問題」、「同和問題」の順となっており、「しょうがいがある人の人権問題」について、市民の関心の高さをうかがわせる結果となっている。

39 ページ

重要だと思う人権学習・啓発活動については、「学校や職場での人権教育が重要である」という回答が最も多く、今後はこれらの場所での取り組みにいっそう注力していく必要がある。

40～41 ページ

市主催の講演会や研修会、自治会における人権学習会への参加についての質問に関しては、特に若い世代になるほど、開催していること自体について認知度が低いという結果となっている。これらの世代に対する周知について、より効果的な方法で重点的に図っていく必要がある。

42 ページ

人権が尊重される社会の実現に向けて、回答者の思いを聞いたところ、どの世代でも約半分が「自分も実現に向けて努力したい」と回答された。これは滋賀県の回答と比べても高くなっているため、今後、市民の皆さんの思いを無駄にしない、また十分に活かせる施策を展開していければと考えている。

以上、簡単ですが、「人権に関する市民意識調査」の結果について報告とさせていただきます。

【委員】

市民意識調査の回答率が37.2%とのことですが、これは人権の意識調査だからでしょうか。回答率としては低い方でしょうか。

【事務局】

総合政策課が今年度市民に対して実施した満足度調査では、5,000件を送付して、1,699件の回答があり、34%の回収率です。また、健康推進課が実施した健康長浜に関するアンケートでは、3,000件を送付して、958件の回答があり、31.9%の回収率となっています。ちなみに、昨年度の満足度調査の回収率は38.4%ですので、今回の人権に関する市民意識調査の回収率は低い数値ではなく、ほぼ同程度の結果になっているといえます。思ったよりは、回答率は高かったです。

【会長】

今後、この意識調査の結果はどのように活用していく予定ですか。

【事務局】

来年1月頃より、計画素案についてパブリックコメントを実施する予定で、その際に、素案と一緒に添付し、参考にしてもらおうと考えています。

【会長】

意識調査の結果をこのようにまとめられたということで、審議会としても了承してよろしいか。

<異議なし>

第3号 「長浜市人権施策推進基本計画」素案について

【事務局】

《資料に基づき、人権施策推進基本計画（素案）について、主な変更点を説明》

今回の素案につきましては、当課で作成したものを関係各課によるワーキング部会で協議・修正したあと、市役所内全課に対し意見照会を行い、再度修正したものを示している。

1 ページ

計画策定の趣旨ということで、これまでの流れと計画改定に至った理由を記載している。また、市民意識調査の結果も計画に反映していることから、そのことについても記載している。

ほぼ現行計画には記載がなかった文章になっている。新たな文章に書き直している。

2 ページ

ここでは、計画の位置づけとして、基本構想を総合計画に、次世代育成支援対策行動計画を子ども子育て支援事業計画になどといったように関連計画の名称を現行のものに修正するとともに、多文化共生のまちづくり指針行動計画といった新たに策定された計画を記載している。

3 ページについては、大きな変更はなし。計画の見直しについても前回と同じく年限は設けていない。

4～6 ページ

現行の計画の資料編に記載していた人権問題に関する動向を抜き出して章立てとし、世界と国内の動向に現行計画策定以降に施行された法律などを追加したことに加え、新たに県内、市における動向を記載した。

7 ページ

これまで基本理念しかなかった人権施策における長浜市の将来像について明確にした。内容としては、長浜市人権尊重都市宣言の文中にあります「すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえない人生をよりしあわせにすごせる社会の実現」としている。

8 ページについては、その体系図となっている。

9～10 ページ

基本的施策の推進ということで、大きく2つの項目を上げている。

1つは人権学習・啓発の推進、もう1つが16ページにあります相談・支援体制の充実で、こちらは変更無し。

内容の変更点としては、まず9ページから15ページにある文章を、現状に合わせたものに修正している。

例えば、9ページの学校・園では、市民意識調査の結果を記載、10ページの地域社会では、「地域共生社会」に関する文言、また企業の項目では、セクハラやマタハラ、パワハラなど新たな言葉を追加したほか、新たな分野としてインターネットの項目を追加した。

11ページから15ページにある施策の方向性については大きな変更は無い。

16 ページ

市民意識調査の結果で、人権侵害を受けた、または見聞きしたが何も対応しなかった、どうすればいいかわからなかったという結果を受け、施策の方向性の③として、新たに「相談窓口の周知」に関する項目を追加した。(前回までは、相談機能の充実と相談機関の連携のみだった。)

17～18 ページ

女性の人権問題における現状と課題ということで、現在の状況に合わせた文言に修正するとともに、市民意識調査の結果を記載した。女性活躍推進法など施行されたため、そちらの説明などを追加した。施策の方向性などに変更は無い。

19～21 ページ

子どもの人権問題における現状と課題ということで、こちらも現在の状況に合わせた文言に修正するとともに、市民意識調査の結果を記載した。

施策の方向性についても、大きな変更点はないが、「長浜市子ども・子育て支援事業計画」ならびに「長浜市教育振興基本計画」における取組内容と整合を図っている。

22～23 ページ

高齢者の人権問題における現状と課題ということで、こちらも最新の数字や将来予測に修正したほか、認知症に関する表現を変更した。例えば、「認知症のある人」ということばに修正したり、2025年の将来予測などを最新データに修正している。

また、今年度改定される「健康ながはま21」に記載されている文言と整合性を図るとともに、市民意識調査の結果を記載した。

施策の方向性につきましても、大きな変更点はないが、「ゴールドプランながはま21」ならびに「健康ながはま21」における取組内容と整合を図っている。

24～26 ページ

しょうがいのある人の人権問題における現状と課題ということで、こちらも現在の状況に合わせ、「障害者差別解消法」に関する文章を追加するとともに、市民意識調査の結果を記載している。

施策の方向性についても、大きな変更点はありませんが、「長浜市しょうがい福祉プラン」との整合を図るとともに、「障害者差別解消法」に謳われている「合理的配慮」の提供に関する取組を加えている。

27～28 ページ

同和問題における現状と課題ということで、こちらも現在の状況に合わせ、「部落差別解消推進法」に関する文章を追加するとともに、市民意識調査の結果を記載した。

施策の方向性についても、大きな変更点はないが、「部落差別解消推進法」への対応として、市民意識調査の結果を受け、引き続き、同和問題に対する正しい理解を深めるための啓発を、なおいっそう行っていく必要があると考えている。

29～30 ページ

外国人の人権問題における現状と課題ということで、こちらも外国籍市民の人口から最新の数字に修正するとともに、市民意識調査の結果を記載した。

施策の方向性につきましても、「長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」との整合性を図り、やさしい日本語の普及をはじめ、多文化共生社会の構築に関する取組内容の見直しを行っている。

なお、ヘイトスピーチに対する啓発については、ヘイトスピーチという文言の記載は無いが、国際理解教育の推進の中で併せて行っていく必要があると考えている。

31～32 ページ

患者の人権問題については、大きな変更点は無いが、現状と課題の最後に、市民意識調査の結果を記載した。

33～34 ページ

今回新たに章立てした分野の人権問題になる。

近年、性自認や性的指向、LGBTQ など様々な表現で注目されているが、多様な性自認・性的指向に対する理解を深め、当事者の人々に対する適切な配慮・対応を身に付ける必要があることから、重点項目にしたもの。

当課では、このすべてを総称する「セクシュアルマイノリティ」として表現することとした。

現状と課題の文言については、関係機関が作成するパンフレット等を参考に構成しており、最後には、ほかの人権問題と同様に市民意識調査の結果を記載している。

施策の方向性としては、市民意識調査の結果を踏まえ、セクシュアルマイノリティについての正しい理解の普及と相談体制の充実の2つを掲げている。

35～36 ページ

現行計画では「情報化に伴う個人情報と人権に関わる問題」として記載していた項目だが、より一般的な「インターネットにおける人権問題」という項目名に変更した。

現状と課題の部分については、こちらも現在の状況に合わせた文言に修正している。現行計画では、スマートフォンなどもまだあまり普及していなかったため、SNSを利用することなど、実際に起きているインターネットを利用した犯罪の内容なども記載している。

施策の方向性については、大きな変更点は無いが、こちらも外国人の人権問題と同様に、正しい利用マナーの普及の中で、ヘイトスピーチに対する啓発も行っていく必要があると考えている。

37～38 ページ

その他の人権問題ということで、新たに近年人権問題となっている「災害時の人権問題」と「人身取引（トラフィッキング）問題」の項目を追加した。

また、現行の計画では「刑を終えて出所した人の人権問題」をあげていたが、インターネットと人権の中で、犯罪を犯した人の家族に対して、インターネット上での誹謗中傷などがあるため、今回は、「・・・とその家族の人権問題」とした。

そのほか、「刑を終えて出所した人とその家族の人権問題」の項目に「社会を明るくする運動」について、また、「北朝鮮当局による人権侵害問題」の項目に「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について文言を追加した。

なお、現行計画で章立てしていた「犯罪被害者とその家族の人権問題」については、本来ならすべての人権問題を重点項目とすべきではあるが、より関心が高く、早急に取組が必要であると考えられる「セクシュアルマイノリティに関する人権問題」を重点事項としたことから、今回の改定で「その他の人権問題」に分類した。

しかしながら、その他の人権問題に分類したとはいえ、これまでどおりの取組を続けていく。

39 ページは、人権施策の推進体制を記載している。

40 ページ以降は、資料編として、用語の解説や法制定の歴史などをまとめて記載している。

なお、計画の構成上の変更点や主な内容の変更点については、お手元の資料にもまとめているので、そちらも参考にさせていただきたい。

以上、簡単ではございますが、長浜市人権施策推進基本計画素案についての説明とさせていただきます。

【委員】

16 ページにある、相談支援体制の周知については、効果的な方法について何か考えていますか。

【事務局】

広報や、ネットに掲載することにも限界があると思うので、チラシなどを作成して配付していきたいと考えています。市民の手元に届くものを考えていきたいです。

【委員】

それぞれの項目について「市民意識調査から・・・」と記載がありますが、後半の項目「セクシュアルマイノリティ、インターネットにおける人権問題、その他の人権問題」については、その記載が無いのですが、何か理由があるのでしょうか。

【事務局】

修正します。

【委員】

長浜市人権施策推進基本計画の位置づけですが、2 ページの図では、長浜市市民自治基本条例と長浜市総合計画が中心になっています。しかし文章には、『長浜市市民自治基本条例や長浜市総合計画と整合を図り、市の行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画』と書かれており、それだと、長浜市人権施策推進基本計画がこの図の真ん中にくると思います。もう一度考えてもらえればと思います。(修正図案を委員より提示)

【事務局】

ご提案ありがとうございます。

【会長】

人権尊重の観点ですと、当然この長浜市人権施策推進基本計画が最上位となりますが、さまざまな行政計画の体系では、総合計画が最上位と謳っていますので、その関係から言うと、どういう表現がいいのか、難しいところだと思います。総合計画の中にも、人権施策を推進していくという趣旨が書かれていて、その具体的な推進の方向性や内容については、この人権施策推進基本計画の中につくるということだと、人権施策推進基本計画は分野的計画の一つという位置づけに計画体系としてはなっていると思います。その計画体系を覆すようなことをしてしまうと問題だと思いますし、一方で、人権の観点からすると、まさにこれが中心だということが現れるほうがいいと思います。書き方の工夫が必要かと思います。委員の修正図案を参考に考えていただければと思います。

【事務局】

現行計画の図の方が内容に近いように思いますので、もう一度検討します。

【会 長】

2ページにさまざまな人権問題が7つありますが、これだけを例示したのはなぜでしょうか。中途半端な気がします。

【事務局】

レイアウトの都合で抜粋しているのですが、訂正します。

【委 員】

図の書き方として、人権問題が下にある、目指す姿が上にある方がいいと思います。

【委 員】

2ページの2行目の「第5条に基づき、「長浜市人権尊重都市宣言」に謳われている人権尊重のまちづくりに向けた・・・」と続ける方がいいと思います。

【委 員】

この計画が稼働する上で一番は、市民に周知していくことが大事だと思いますが、現行計画の8ページに地域社会に関する記載がありますが、現行計画ですと「・・・そのため公民館などの社会教育施設を拠点として・・・」という記載になっています。今は、公民館がまちづくりセンターへと変わり、社会教育主事のあるところも、無いところも出てきており、そのポジションを抑えていくことが今後大事だと思います。公共的な意識を高める機会がかなり減ってきていると思います。地域社会での市民の意識を高めるためにこのあたりをしっかりと計画すべきだと思います。

【事務局】

前回の計画と違ってページを分けて記載しているところがあり、わかりにくいかと思いますが、10ページと12ページにそれぞれ記載があり、12ページの具体的施策の方向性の中で、まちづくりセンターが拠点になるということに記載しております。公民館の後をまちづくりセンターが引き継いでいますので、文言としては、まちづくりセンターというものに替えています。

【委 員】

まちづくりセンターが指定管理者制度になってきて、危機感を感じています。人権学習を活発にしているセンターもありますが、希薄なところは、場所を貸すだけのセンターとなってしまうかねないと思います。やはり市民に一番近いのがまちづくりセンターだと思うので、そういう位置づけになるようにしてもらいたいと思います。

【委 員】

1ページに長浜市を紹介しているところで、「豊臣秀吉・・・」と書かれていますが、旧長浜地域に重きを置いて書かれたように感じられます。「自然と数多くの歴史的遺産・・・」と書いてもらった方がいいのではないか、と思います。

【会 長】

人権の計画に「豊臣秀吉が築城された・・・」まで記載しなくてもいいのかもしれませんが。

【委 員】

10ページ、第4章基本的施策の推進のところ、まず現状と課題が書かれていますが、次のページに施策の方向性が書かれているということは、施策の方向性の中には、現状と課題の内容が書かれていないとおかしいです。逆に言えば、施策の方向性に記載があることは、現状と課題にも書

かれていなければだめということです。整合性が必要です。

ところが、【家庭】については、現状と課題に“子どもの貧困問題”が記載されているのに、施策の方向性には記載がありません。また、【学校・園】だと、現状と課題に“いじめ”が記載されていますが、施策の方向性にはその記載がありません。【地域社会】には現状と課題に、“地域共生社会”という記載がありますが、施策の方向性に記載がありません。【企業】には“働き方改革”が施策の方向性に書かれていますが、現状と課題には記載されていません。

【インターネットにおける人権問題】については、現状と課題に“企業や医療機関、学校などにおける個人情報流出”の記載がありますが、施策の方向性には、市職員のみ記載しかありません。

やはり、「現状と課題」「施策の方向性」は整合性をとるべきだと思います。

【事務局】

全体的な流れをみて、整合性をはかるため見直します。

【委員】

人権尊重都市推進会議でさまざまな施策をしていますが、人権学習をしないことには人権意識が消え去ると本当に思います。耳にタコができて、そのうえにさらに繰り返さないと、人権は難しいのではないかと思います。さて、患者の人権という面で、市立長浜病院が、氏名ではなく番号で患者を呼ぶように変わるようです。このように少しずつ世の中が変わってきているのだと思います。これだけいろいろな施策をやっても、2017年の滋賀県の人権侵害は197件あるとのこと。しかし、それでも氷山の一角だと思います。この計画が市民にとって身近なものになることで、その数値を少しでも減らせるのではないかと思います。

【委員】

16ページの現状と課題に“相談窓口の存在を知らない、あるいは知っていても利用しない”とありますが、それについての施策の方向性について、存在の知らない人にはどうするのか、知っていても利用しない人にはどうするのか、③相談窓口の周知に記載されていないといけません。「利用できるように・・・」ということが書かれていますが、この書き方だと相談窓口を知っていることが前提になってしまいます。

【事務局】

他の箇所と合わせて見直します。

【会長】

現行の計画策定時に、市職員は日常業務として市民に接する仕事なので、ほぼ全てのことが人権に関わってくるのだと認識することが大事ということが指摘されていました。

そういう観点からすると、市民の来庁の目的は人権ではないかもしれないけれど、職員が、市民の対応をした際に話を聞いて、これは人権が侵害されているのでは、と思ったら、相談窓口を紹介する、アドバイスをするとということが大事だと思います。日々の中で周知できることですが、職員が意識していないとできないことだと思います。

【委員】

39ページに推進体制として「関係団体との連携により、広く人権学習・啓発が図られるよう働きかけるとともに・・・」とありますが、まちづくりセンターの中にある地域人権学習協議会との連携が一番市民に近い連携になると思います。各地域の人権学習協議会との連携をもう少し深めてもらえるとうれしいです。

【委員】

28 ページの同和問題の施策について、「地域総合センター、教育集会所を中心として・・・」という記載がありますが、地域総合センターと教育集会所が統合されて、規模が小さくなってきています。やはり施策として謳うのであれば、中心的役割が果たせるような体制を市としても考えてもらいたいと思います。耐震工事をきっかけに施設が統合され、職員も減らされ、場所も狭くなりでは、地域の問題が解決していかないと思います。

【事務局】

虎姫は、地域総合センターの中に、教育集会所があります。形態は地域によってさまざまです。木之本の場合は、耐震性の問題もあり、今後どうするかという中で、教育集会所の機能を総合センターに移行するという事になっています。

【会長】

市の認識としては、建物はひとつになっても機能は継続させるということだと思いますが、この計画では別項目に書いてあるので、別々に残っていくようにも思えるので、そういった指摘もあるのかと思います。

今の状況ですと、公共施設等管理計画をはじめとして施設統合という大きな流れがありますので、特に老朽化が進んでいたり耐震性に問題のある施設から整理統合が進んでいく現実があります。その時に人権に関わって果たしていた役割を統合しても維持できるかということをしっかり検討してもらえることが必要、という指摘かと思いますが。その観点から今の書き方でいいかも検討いただければと思います。

【委員】

高齢者の人権問題で「地域全体で支える地域福祉を推進します。」とありますが、お金の問題があると感じます。低所得の者へのサポートを市で考えてもらえればと思います。

【事務局】

審議会で意見があったことを、担当部局に伝えます。

【委員】

そういった方がおられたら、包括支援（社会福祉協議会）の方に、つないでいただければと思います。

【会長】

共助、互助だけでは限界があり、公助がもっと必要ではないか、という意見だと思います。最低限の生活ができるという基盤があってこそその人権です。長浜市全体の取組の中でケアできない人が出ないように対応してほしという意見が審議会であったということ踏まえていただければと思います。

【会長】

今後のスケジュールが示されていますが、本日の結果を踏まえて、市役所の内部等で検討され、市議会でも説明され、パブリックコメントが実施されますので、この計画はまだまだ手直しが入っていくと思います。そして今日の意見、アドバイスも参考に修正を加えていただき、改めて来年3月に審議会で議論いただくこととなります。それまでの間に、審議会の委員として何か気づかれることがあれば、事務局に情報を提供することで、間に合う範囲で、また、対応できる

範囲で検討いただけると思います。

修正は事務局の判断におまかせしますが、大枠としては、この素案で了承するということがよろしいですか。

〈異議なし〉

【事務局】

ありがとうございました。

【事務局】

今後のスケジュールについては、市の内部で、12月に人権尊重と男女共同参画推進本部幹事会議、本部員会議を経て、翌1月に総務教育常任委員会です承をえますと、パブリックコメントを1ヶ月実施します。そして3月には、第3回の審議会を開催いたします。委員の皆さまどうかよろしくをお願いします。

4. 閉 会

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

委員のみなさまにおかれましては、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。